

□東日本大震災を踏まえた 宮崎市の地震・津波対策について

宮崎市総務部危機管理局危機管理課

1 はじめに

宮崎市は九州の東南部に位置し、人口約40万人の宮崎県の県庁所在地、南九州の雄都として発展してきました。年平均気温、年間快晴日数・日照時間がいずれも全国3位以内（2009年）となっており、街には一年中、緑と花があふれ、「太陽と緑のまち」と呼ぶにふさわしい南国的な気象・自然条件を備えています。

本市では、平成25年度より第四次総合計画の後期基本計画がスタートしており、「40万人スクラムプロジェクト」と銘打って、市民総力戦でまちづくりを行っていくこととしております。

また、本市の温暖な気候風土を活かし、「太陽のたまご」として全国ブランドに成長した完熟マンゴーや、5年に一度開催され、和牛のオリンピックと言われる全国和牛能力共進会で二期連続日本

一となった「宮崎牛」など、多彩な農畜産物の供給基地としての「食」、春・秋にプロ野球やJリーグ等のキャンプ地として多くの観光客を集めるなどの「スポーツ」、神話の舞台として本市が登場する古事記の編纂から1300年となる記念の年を契機としての「神話」、年中絶えることない花に溢れる環境を整える「花」、この「食」「スポーツ」「神話」「花」の4つキーワードにより宮崎らしさを創出し、全国に情報を発信しているところです。

2 宮崎市のこれまでの防災対策

例年、本市には台風が襲来し、梅雨期等の豪雨による浸水や斜面崩壊などの自然災害を多く経験してきました。特に平成17年9月の台風14号では、市中心部を流れる大淀川の外水位上昇と内水氾濫により、床上浸水家屋約3,000戸に上る甚大な被害が発生し、それ以降、国・県・市において排水ポンプ場の整備や大淀川の河川掘削などの復旧・復興に取り組んできました。

これまでの本市の防災対策は、台風・豪雨災害に重きが置かれておりましたが、平成23年3月11日の東日本大震災以降は、本市が日向灘に面しているという地理的条件から、危機感を持って、全庁的に地震・津波対策に取り組んでいるところです。



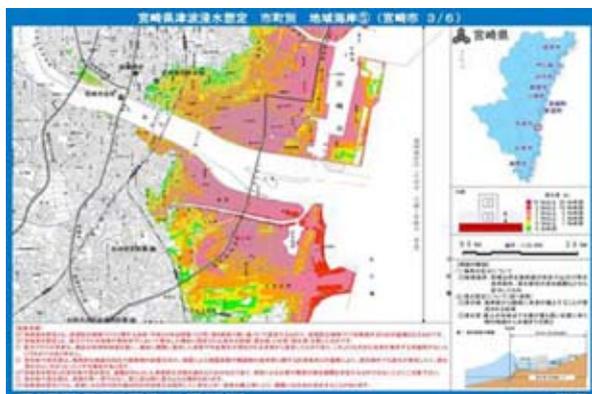
■本年2月のWBC・侍ジャパンの合宿風景

3 宮崎市の津波浸水想定

そもそも、本市は「東南海・南海に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年7月26日施行）」に基づき、著しい地震災害のおそれがある地域として「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定（指定日 平成15年12月16日）されており、これまで法に基づく推進計画を策定し、防災アセスメントや津波ハザードマップ作成に取り組んできておりました。

しかしながら、東日本大震災以降、応急的な地震・津波対策を施行する中で、平成24年8月29日に内閣府が公表した南海トラフ巨大地震による本市の津波高は最大16m、浸水域は全国最大の3,710ha（浸水深1cm以上）と想定され、さらに平成25年2月13日に宮崎県から公表された津波浸水想定では、最大津波高は変わらないものの、日向灘沖まで連動するモデルにより、浸水域は4,010ha（浸水深1cm以上）に拡大しました。

また、平成25年3月18日に内閣府が公表した被害想定によると、宮崎県で、断水人口約95万人、停電約53万軒、固定電話不通約25万回線、避難者約35万人、うち避難所への避難者が約20万人などとされ、これまでの本市の地震・津波対策を検証・見直しを行い、新たな想定に基づく対策の検討の必要が出てきたところです。



■宮崎県公表の津波浸水想定（市中心部）

4 宮崎市の地震・津波対策

(1) 各種検討組織

平成23年3月11日の東日本大震災を踏まえて、本市が実施すべき地震・津波対策を検討・推進するために、これまで各種組織を編成してきました。

①市津波ハザードマップ見直し検討会（平成23年4月～6月）

学識経験者で組織。これまでの本市の津波ハザードマップの検証、津波避難ビル等の設定の再検討などを行う。

②市地震・津波対策推進会議（平成24年2月～）

庁内関係部局長等で構成。本市の総合的な地震津波対策を検討・推進する。

③市地震・津波対策専門委員会（平成24年5月～）

学識経験者、国、県等の職員で構成。本市の地震・津波対策に係る検証・助言を行う。

④市津波避難対策プロジェクトチーム（平成24年6月～）

庁内担当職員等で組織。特定避難困難地域の抽出と避難対策を検討する。

⑤市地震津波対策インフラ構想検討会（平成25年3月～）

学識経験者で構成。ソフト対策と連携した総合的なハード対策を検討する。平成25年度前半までに構想を取りまとめる。

(2) 主な事業

東日本大震災以降、本市においては、各種地震・津波対策に取り組んできておりますが、平成25年度より、新たに「市民の命を守る事業」として、地震・津波等に対する総合防災対策に取り組むこととしております。これまでの対策と市民の命を守る事業の一部を紹介します。

（平成23年度からの取り組み）

①避難所の見直し等

前述の市津波ハザードマップ見直し検討会から提言を受けた暫定基準により、基準を満たさなくなった既存の指定避難所の整理や、民間と

の「津波避難ビル」の協定締結を進めており、平成25年3月31日現在188件の所有者と協定を締結しています。

なお、県の新たな津波浸水想定を踏まえて、本年5月に前述の市地震・津波対策専門委員会の提言を受けて、津波避難ビル等の設定基準の見直しを行い、今後は、新しい設定基準のもとに、現在の指定避難所、津波避難ビルの見直しを行い、県の新たな津波浸水想定域内でさらに密度の高い避難所の配置となるよう取り組んでいきます。

②小・中学校の防災教育の充実

平成24年度に「市防災教育手引書」を策定し、市立小・中学校に「防災主任」を配置して、研修による教職員の資質向上を図りながら、各学校における「津波被害安全対策マニュアル」の見直しを行うなど、地域の実情に応じた防災教育の充実に努めていきます。

③避難経路等の整備支援

津波発生時に一時避難所となり得る施設が近くにない地域のうち、裏手の山や高台への避難



■市の補助金により地域住民が整備した避難路



■宮崎市立赤江小学校の事例



経路を整備することにより地域住民が円滑に避難することができる地域において、自治会等が行う避難経路等の整備を支援するため、100万円を上限に補助を行います。平成24年度は7か所の整備に補助を行いました。

④学校屋上への避難階段の整備

児童・生徒及び周辺住民が円滑に津波から避難できるよう、沿岸部の小学校5校と中学校2校に屋上への一時避難用の階段を設置しました。

⑤標高表示板の設置

宮崎地区建設業協会の協力をいただきながら、主要な公共施設や民間の集客施設、市の指定避難所等に標高表示板を平成23年度に約2,000箇所設置しました。



■指定避難所に設置している標高表示



■公共施設に設置している標高表示板

⑥避難所等への案内標識の設置

観光客など本市への一時来訪者が、有事の際に近くの避難所（場所）に迅速に避難できるよう誘導するための避難階段を沿岸地域に設置（24か所）しました。



■避難所等への案内標識

⑦国・県道等への避難階段の整備

国・県道において、津波避難対策として、盛土構造部にそれぞれの管理者において避難階段を設置していただきました（国道5か所、県有料道路2か所）。



（平成25年度以降の取り組み（「市民の命を守る事業」を含む）

①防災行政無線の整備

現在、同報系防災行政無線の拡声子局を市内沿岸部に66局設置をしておりますが、災害時の住民への情報伝達手段の強化を図るために、県の新たな津波浸水想定区域内に、デジタル化を含めて拡声子局を新設します。

また、移動系防災行政無線に関しては、平成24年度に100台のデジタルMCA無線を拠点となる避難所（地域事務所、公民館、小・中学校など）に配備し、平成25年度はさらに配備拡充を行います。

②津波ハザードマップの作成

津波発生時に、市民が迅速かつ安全に避難できる避難経路や避難場所等を検討・確認できるように、県が公表した新たな津波浸水想定に基づいて「津波ハザードマップ」を作成し、市民に配布します。

③特定避難困難地域の対策

庁内に津波避難対策プロジェクトチームを設置し、県の新たな津波浸水想定を踏まえ避難できるビルや高台などを確保できない特定避難困難地域を抽出し、専門家の意見をもらいながら、

ハード・ソフト両面から各地域の特性に応じた避難対策の絞込みと整備内容の調査検討を行います。

④指定避難所等への備蓄品の配備充実

大規模災害時に避難住民の不便をできるだけ緩和するために、避難所の環境面、運営面に配慮し、指定避難所等に発電機、投光器、ガソリン缶詰セット、トイレセット、トイレ TENT などの備蓄品の配備を充実させます。

⑤災害時協力井戸の登録

災害時の水の確保に関する対策の充実を図るため、身近な水源である井戸を所有者の協力のもと、「災害時協力井戸」として登録します（対象井戸 市内約6,400か所）。

⑥地域防災リーダー育成支援

地域防災のリーダーとなる人材を育成し、各地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等において、将来地域防災のリーダーとして活躍が期待できる人に対して、防災士の資格を取得するための費用の一部を補助します。

(3) 今後の課題等

本市の地震・津波対策を推進する上において、課題と考えられるものの一部を紹介します。

①市民への啓発及び訓練の充実

市民の皆さまに対しては、市広報紙、出前講座や各種イベントなどにおいて、「強い揺れが起こったら、すぐに避難を」ということを常々お話させていただいています。本市としては、市民の皆さまに、災害発生時には行政ができることに限界があるということを理解いただき、常に「自分の命は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持って、地域で開催される避難訓練などに参加をいただくよう啓発していく必要があります。

②市民への情報伝達手段のさらなる充実

本市においては、災害発生時には、市防災メール、同報系防災行政無線、携帯電話会社に

よる緊急情報メール、ケーブルテレビ、コミュニティエフエムなど情報伝達手段の強化をしながら、あらゆる手段を通して、警報その他の情報を流すことにしています。本市としては、市民の皆さまにも、市防災メールに積極的に登録をしていただくなど、情報を受け取る努力をしていただくようお願いしていく必要があります。

③津波避難施設等の整備

本市の津波避難施設はまだ十分とは言えず、民間施設において「津波避難ビル」として協定締結を進めるためには、市民の皆さまの防災意識の向上と地域をよく知る自治会等の協力が今後とも必要不可欠です。

また、特定避難困難地域対策として、本市が避難施設設置を検討するときに、本市の財政事情等を考慮した場合、津波避難の機能だけではなく、地区の集会施設や消防車庫・備蓄倉庫など、日常利用を考慮した施設整備を検討していく必要があります。

④国・県における地震・津波対策の充実

現在、中央防災会議の各種検討会やワーキンググループの報告書に基づき、国において「南海トラフ巨大地震対策特別措置法」などの法整備を含めた議論がなされているところです。これから様々な国の施策が明らかになると思われますが、本市が地域の実情に応じた対策を進めていく上においては、国において新たな財政支援制度を創設し、防災対策関連予算の増額を図っていただく必要があります。

また、地震や津波からの被害を最小限とする「減災」の視点を取り入れた、防波堤、防潮堤整備などの社会資本整備を国直轄事業として力強く推進してもらうために、今後も要望を国・県に対して行っていく必要があります。

6 最後に

本市の地震・津波対策は、国・県の南海トラフ等による巨大地震の津波浸水想定や被害想定の高

表を受けて、これまでの東日本大震災以降の応急的な対策に加えて、具体的な対策の実施・さらなる検討を始めたばかりです。

今後も、国・県の動向を注視しながら、専門家

の意見を踏まえて、地域住民の皆さまのご協力をいただきながら、本市の地形的・社会的特性に応じた各種地震・津波対策に鋭意取り組んでいきたいと考えています。